≪ くっちゃん型住宅建設促進補助金申請の流れ ≫

事前相談

※予定している建設工事が補助対象かどうか等ご相談ください。確認申請、景観の申請等も必要になる場合もあります。また、**交付申請を提出する前に、くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅証明依頼を「北海道建築指導センター」へ申請し、証明書を発行してもらう必要があります。(裏面参照)**

（必要書類） ※詳しくは役場住宅係まで確認願います
- ○交付申請書(別記様式第1号)
- ○工事請負契約書(写)
- ○工事内訳書(写)
- ○住宅設計図書(位置図、配置図、仕上表、2面以上の立面図、矩計図、詳細図等)
- ○くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅証明書(裏面参照)
- ○同一棟に居住する者全員の住民票
- ○同一棟に居住する者全員の過去3年分納税証明書又は町税納付状況等確認同意書(別記様式第2号)
- ○8年以上町内に居住する確約書(別記様式第3号)
- ○二世帯住宅の場合は戸籍謄本
- ○その他町長が必要と認める書類

（工事着工前）－－－－－ **交付申請**

書類不備なし かつ 補助条件合致 → **交付決定通知**

書類不備あり または 補助条件不一致 → **却下通知**

工事着工前までに交付申請を行う

（工事着工）－－－－－ **工事着手届**

- ○工事着手届(別記様式第5号)
- ○建築確認が必要な場合は、確認済証の写し
- ○建築確認が不要な場合は、建築工事届の(写)

建設工事に変更が生じた場合 → **工事内容変更承認申請書**

- ○申請書(別記様式第6号)
- ○変更箇所と内容を示す図面
- ○くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅証明書(変更)

気密性能測定

北方型住宅の技術基準で示された技術者による標準的な試験方法で測定

（工事完成）－－－－－ **認定検査申請**

- ○くっちゃん型住宅認定検査申請書(別記様式第8号の2)
- ○完成写真及び断熱気密工事写真
- ○住宅の気密性能試験成績書(写)
- ○木材の含水率を証明する書類
- ○軽微な変更があった場合は、変更箇所及び変更内容を確認できる書類及び図面（裏面参照）
- ○その他町長が必要と認める書類

町職員による認定検査 → **認定検査**

完了届は申請年度内の2月28日までに提出のこと → **完了届**

- ○くっちゃん型住宅建設工事完了届（別記様式第9号）
- ○くっちゃん型住宅認定検査結果通知書(写)
- ○工事費の支払いを確認できる書類
- ○同一棟に居住する者全員の移転後の住民票謄本
- ○建物登記事項証明書
- ○建築確認が必要な場合、建築確認の検査済証(写)
- ○北方型住宅の場合は、北方型住宅登録・保管書(写)
- ○その他町長が必要と認める書類

補助金額確定通知書

補助金の交付

くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅証明書について

補助対象住宅である証明書は、町へ補助申請する前に「一般財団法人北海道建築指導センター」に発行してもらわなければなりません。「一般財団法人北海道建築指導センター」と事前協議が必要です。

【適合審査の依頼】

審査の依頼に係る書類は郵送するか持参で提出

申請先：一般財団法人北海道建築指導センター住宅指導課

〒060-0003

札幌市中央区北3条西3丁目1番地

札幌北三条ビル8階

TEL：011-241-1893　FAX:011-232-2870

審査の結果、提出図面はくっちゃん型住宅や北方型住宅として認定

審査の結果、提出図面はくっちゃん型住宅や北方型住宅として認定できない

くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅証明書の発行

不適合通知書の発行

その他必要な書類を揃えて町に交付申請（補助金の申請）

審査手数料（消費税10%込み）

①適合審査手数料

くっちゃん型住宅	38，500円
くっちゃん型住宅＋北方型住宅	44，000円

②変更計画に係わる適合審査手数料

くっちゃん型住宅	22，000円
くっちゃん型住宅＋北方型住宅	22，000円

工事内容の変更について

軽微な変更以外は、内容変更承認申請が必要です。

軽微な変更とは、当初申請内容と比較し、性能が優る場合、安全側に働く場合、高度な計算が伴わない場合などをいいます（平面計画上、基準値に納まる場合は、変更申請の対象とはしない）。

軽微な変更がある場合は、認定検査申請書に変更箇所と内容が確認できる書類及び図面を添付してください。

なお、「くっちゃん型住宅」の変更手続きとは別に、「変更確認申請」が必要な場合もあります。「変更確認審査」に時間を要することもありますので、十分余裕を持った手続きを心掛けてください。